

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： にじいろ保育園 相生	種別： 保育所	
代表者氏名： 三宅 祐一	定員（利用人数）： 75名（60名）	
所在地： 愛知県名古屋市天白区境根8番地		
TEL： 052-848-7116		
ホームページ： https://www.like-kd.co.jp/establishment/nijihiro/Hpaioi		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 4年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： ライクキッズ株式会社		
職員数	常勤職員： 18名	非常勤職員： 3名
専門職員	（園長） 1名	（主任） 1名
	（保育士） 14名	（栄養士） 3名
	（看護師） 1名	（調理師） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 保育室他にホール
		給食室、事務所、園庭
		看護室（事務所内）

③理念・基本方針

★理念

のびやかに育て 大地の芽

★基本方針

園児の最大の利益を考慮する。園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所の環境を通して養護・教育を一体的に行う。園児の保護者に対する支援・子育て家庭に対する支援を行うよう努める。

保育士は、専門的知識、技術及び判断をもって保育するとともに、保護者への指導を行う。

名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係法令を遵守し、保育を実施する。

④施設・事業所の特徴的な取組

にじいろ保育園相生は、すぐ隣に相生山緑地があり、広大な自然が広がっています。他にもたくさん公園に囲まれており、園周辺には子どもたちがたくさんの自然に触れられる素晴らしい環境が整っています。また、園内でも“自然を呼び込む”活動に取り組んでおり、園庭の手作り花壇や畑にはたくさんの昆虫や生き物があそびに来ます。春先には園の玄関にツバメが巣を作るほど、自然に恵まれています。

自然を愛し、心身共に健やかな子どもの育ちを目標にし、子どもたちがのびやかに育ち、大きな大地の芽と育っていけるよう職員一同、日々子どもたちと向き合っています。また、保護者の皆様とも協力をし、一つの仲間となり、子どもたちの育ちを共に共感し見守っていきたいと思います。

ライクキッズの保育方針でもある「みとめ愛 みつめ愛 ひびき愛」の気持ちを大切に、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばしながら“生きる力”を育て、陽だまりのようなあたたかい保育園作りに励んでいます。今年度から月一回の英会話教室も始まり、新しいことにも取り組んでいます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 5月13日(契約日) ~ 令和 6年11月15日(評価確定日) 【令和 6年 9月27日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆情報通信技術ICTの活用と安定した園運営

運営母体のライクキッズ(本社)は、数多くの保育事業を展開している。当園は開設3年の園であるが、本社の運営実績に伴い園運営は安定している。家族アンケートの回答からも、その様子が覗える。園のホームページでは、写真とソーシャルメディアを活用して、利用者に分かりやすく園の様子や情報を発信している。子ども様子や園からの連絡事項は、本社が開発した配信アプリ「ナナポケ」(ICT)により、スピーディーかつ漏れのない情報伝達を実現している。園の見学希望は、ホームページから予約することが可能である。

◆働きやすい職場環境への配慮

園では、過度な残業やオーバーワークとならないよう、職員の働きやすさに配慮している。開園当初から活用している「職員シフト表」の運用により、有給休暇取得率約50%、時間外勤務は10時間未満(月間)が実践できている。園開設以来、退職者が皆無であることが「働きやすい職場」であることを裏付けている。

◇改善を求められる点

◆福祉サービスの基本方針や運営管理などについての理解

今回の第三者評価が初めての受審である。今後の運営に於いて、特に第I章、第II章の福祉サービスの基本方針や運営管理などに関する事項は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」参照し、「目的」、「趣旨・解説」の要求事項について理解することが望まれる。その上で、実施可能な事から一つひとつ着実に実行することを期待する。第三章の保育内容については、「保育所保育指針」を十分理解した上で本社作成の「保育ガイド」を読み込み、自園の保育の課題を明確にして具体的な実践につなげることを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度はありがとうございました。
評価結果を職員一同で共有し、今後の保育運営に活かして参りたいと思います。
今後ともよろしくお願ひ致します。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 園のホームページやリーフレットに保育理念、保育方針を掲載し、玄関や保育室にも掲示している。保護者には、入園説明会で詳細に説明を行っている。周知した理念、基本方針が浸透していることは、家族アンケートの結果から窺える。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> 本社に於いて、園長会（年1回、5月）があり、本社の業績や年度計画などの説明を受け、園の経費実績も把握している。天白区の園長会で、入所見込みの0歳児、1歳児の情報も得ている。今後は、園に入園可能な学区の出生数や園の月間、年間の収支を把握することが望まれる。また、全国保育協議会等の専門誌の定期購読などについても検討されたい。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・③・c
<コメント> 園では、「園児数の確保や園の運営を継続させていくために、保育事業の中で新たな取組を積極的に行っている」としているが、具体的な施策は確認できていない。入園促進の一環として、見学希望はホームページから予約することができる。また、職員の定着率向上に向けて「意向調査」も行っている。今後は、園の経営課題を把握し、改善に向けた具体的に取り組むことが望まれる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・④
<コメント> 園では、本社からの長期計画を基に前年度の反省を踏まえて事業計画を立案しているとしているが、今回の調査では本社及び園の中・長期的な計画は確認できていない。次年度以降は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の目的や趣旨・解説を参照のうえ、中・長期計画の策定することが望まれる。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・⑤・c
<コメント> 単年度計画は、事業計画として策定している。本社と保護者、それぞれが理解できるように作成している。ただし、計画の内容としては、数値目標や具体的な成果を設定するには至っていない。次年度以降は中・長期計画の策定を目指し、中・長期計画を踏まえた事業計画を策定することが望まれる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定は管理職中心で行っているため、園では他の職員と連携を図り策定に取り組むことを今後の改善点として示している。本項目の要求を満たしているとは言えないが、改善に向けたステップを踏んでいる事は評価に値する。次年度以降は、職員全員で達成できる数値目標等を設定した事業計画の策定が望まれる。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、玄関に設置したり口頭で説明したりして保護者への周知に努めている。家族アンケートでは、「事業計画が何を指しているのか、何を意味しているのか」などの意見があることから、理解浸透に向けて検討する余地があるといえる。保護者等に事業計画を周知する方法を検討するなど、園運営に対する理解を促す取組みに期待する。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画に「保育の質の向上」に向けた取組を記し、5項目の目標を記している。ただし、実績や取組み状況は確認できていない。園の行事は、「行事計画書」で企画⇒実行⇒振り返りのプロセスを踏んでいる。組織的に運営しており「保育の質の向上」に向けて進行している。今後は、事業計画に記した目標に対して計画的に取り組むことが望まれる。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園では、昼礼及び職員会等で話し合う時間を積極的に設けているとしているが、根拠となる書類や記録等は確認できていない。今後は、第三者評価の評価項目で明らかとなった課題について改善計画などを策定し、計画的に改善に取り組んだ内容を記録などに残すことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 「施設長の業務」の文書には、業務の分担、施設長不在の場合、会社との意志伝達、他施設との交流、保育運営の計画・実践等、保護者との連携、社員の人事管理・育成、適正なシフト管理、施設長会議への参加、消耗備品の購入、監査への対応などを記している。園の運営は、職員全員の協力を得て成り立っている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 必要な法令等を把握し職員に周知しているが、密接に関係する労務関係や虐待等の以外の法令については具体的に意識していないのが現状である。今後は、「運営規程」に明記している「保育所保育指針」、「児童福祉法」、「子どもの権利条例」などの遵守すべき法令については、本社と協議のうえで法令遵守に向けた取組を行うことが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 行事については、「行事計画」を運用する過程において園長が助言を行っている。園長は、担当組織を振り返り「自己評価」に評価コメントを添えて改善に繋げている。今後は、事業計画の「保育の質の向上」に数値目標を設定するなど、達成に向けた取組みに期待したい。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 「職員シフト表」を園開設当初から継続して運用しており、園長、主任の予定や職員のシフトを一覧表にしている。休暇や研修の日程なども同様である。今回の調査では、新たな業務改善などの具体的な取組は確認できていない。今後は、現状を把握し、利用者、職員の要望等も踏まえた改善に取組むことが望まれる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 本部を主として連携を取り人員体制を整えているため、園独自の取組みは実施していない。ホームページを活用した職員採用や育成方針などは本社主導で行っている。学生の見学受入れは本社が窓口で、職員定着に向けた取組「意識調査」も本社の施策である。園児数や職員数などは、園として運営計画を立案した上で本社と連携する仕組み作りが望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 「人事管理規程」の文書により、管理体制を確認することができる。人事管理規程では、通則、採用・配置、考課、異動、教育訓練、昇進昇格などを章立てで構成している。保育士・看護師・栄養士等は、すべて自園の職員で構成している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園では、過度な残業やオーバーワークとならないように働きやすさに配慮している。開園当初から活用している「職員シフト表」の運用により、有給休暇取得率約50%、残業は10時間未満が実践できている。園開設以来、退職者が皆無であることが「働きやすい職場」であることを裏付けている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「成長支援制度の手引き」の文書があり、社員一人ひとりの成長を支援する仕組みがある。制度の趣旨は、「査定して序列をつける（評価を下げる）のではなく、公正な評価と動機付けにより、社員の成長を支援する」ことである。手引きに基づき、「成長支援評価シート」で半期ごとに評価面談を実施し、一定基準の期待する職員像に向けた育成を行っている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の資質向上として、全体的な計画に多数の研修計画を記している。従業員の各種教育研修が円滑に実施・運営されることを目的として、「教育研修細則」を定めている。教育研修区分は、階層別に必須と任意に区分している。申請手続きや費用負担、また、研修報告についても記している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「令和6年度職員育成年間研修計画」では、担任別（役割別）に受講を必要とする研修について一覧表にしている。2024年度のミーティング・研修スケジュールは、役職や年次別の一覧表となっている。別に、主任研修（オンライン）として、本社から年間の日程の通知がある。受講職員については、偏りが無いように努めている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ ①
<p><コメント></p> <p>園では、現時点での受入れ実績はないが、積極的に受入れる体制は整っているとしている。今回の受審では、実習生の受入れ姿勢を記した事業計画や全体的な計画などの文書は確認できていない。本社と協議のうえで受入れマニュアルなどを活用し、受入の定義や姿勢、また体制などを具体的に策定していくことが望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者が必要とする情報は、本社や園のホームページで公開している。また、区役所にリーフレットを設置して地域に発信している。第三者評価の受審状況や苦情・相談内容の公表など、また、園の特色や魅力をアピールすることも検討されたい。今回の第三者評価結果を公開するなど、地域への知名度をあげる取組みとして積極的な情報公開が望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「施設長の業務」より、「業務分担と責任の明確化」に関する文書を確認している。さらには、「公的保育事業所小口現金マニュアル」も策定されている。物品購入規程により、指定の購入先が取決められている。内部監査の実施、また、外部専門家などによる定期的な支援や指摘により、適正度を確認するプロセスがある。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に保育所が行う保育内容を適切に説明するように努めているが、未だ具体的な交流には至っていない。園見学者には保育場面について詳しい説明を行っている。また、子育て支援の一環として離乳食の手引きを渡している。今後は、地域の行事や会合に参加するなど、積極的に交流することが望まれる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	・ b ・ ⑦
<p><コメント></p> <p>園では、職場体験等を受入れる体制を整えているとしているが、今年度の事業計画や全体的な計画においてボランティア受入れに関する基本姿勢などについて確認できていない。受入れの方針や基本姿勢、具体的な対応を含めた「受入れマニュアル」を策定するなど、本社と協議のうえで適切な受入れ体制を整えることが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>積極的に自治体と意見交換を行っており、「区役所」とは園長会議などで連携している。一方で、他の関係機関との連携は殆ど取れていないのが現状である。改めて保育所にとっての関係機関を把握し、体系化していくことが望まれる。同時に、訪問するなど定期的に連携を取るような取組みに期待したい。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園では、近隣の住民や施設、畑などで、積極的な関わりを持っている。幼保小連絡会に加入し、ニーズや情報の収集に努めている。現在は、園見学者から園庭開放、子育て相談、災害支援などの福祉ニーズを聞いている。保育所が持つ専門性を活かした取組みなどを検討し、地域の福祉ニーズの把握につなげていくことが望まれる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>開設3年目の園で、未だ地域との交流について模索している段階である。福祉ニーズの収集に努めているが、把握には至っていない。公益的な事業・活動については、本社と協議の上で連携し、地域の福祉ニーズに基づいた実施可能な事業・活動への取組みを行うことが望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>本社で設定した保育方針・保育目標は、リーフレットとホームページに示している。人権擁護や子どもの尊重についても本社仕様の「保育ガイド」に記載があるが、園内で共通理解するための具体的な取組みは見られない。園の実態に合わせた全体的な計画の作成と合わせ、保育ガイドを共通理解するための取組みを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>人権擁護に関するガイドを2024年4月に改訂版で発行している。職員がいつでも閲覧できるように、休憩室に冊子を置くなどして職員に紹介している。職員内で気になる対応があった場合に本社へ直接相談できる窓口があり、QRコード付きの「それって大丈夫？」のポスターを休憩室に掲示している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人全体のホームページから園独自のブログを見ることができる。見学の申込みは、ホームページから簡単に予約できる仕組みで、丁寧に対応するため1日の受入れを3組～5組程度に制限している。園の情報は、駐車場入口や園内に掲示して、必要な情報提供を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会で「重要事項説明書」を用いて保護者に説明し、同意書を配付し同意を得ている。必要に応じて、手紙などで通知している。持ち物は、わかりやすいように写真付きで配付している。配慮が必要な保護者には園長が個別に対応しているが、ルール化はしていない。どの職員が対応しても同じ手順で行えるように、明文化することを検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園内の進級時に引継がれる仕組みはあるが、保育所の変更に対しての引継ぎは行っていない。保育終了後の相談窓口については、口頭での説明に留まっている。今後は、転園、卒園後の相談などについての文書を作成し、保護者に渡す考えを示している。文書や手順の作成など、継続性に配慮した取組みを整備することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>個人面談やクラス懇談を実施し、行事ごとに保護者アンケートを行い意見や要望を把握している。アンケート結果は、職員会議で周知している。今後は、行事後のアンケートに5段階評価を取り入れる考えである。開設3年目であり、分析や検討の結果に基づいた改善に取組むことを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みを整備しており、仕組みの内容を玄関に掲示している。保護者には「重要事項説明書」で周知し、玄関に意見箱を設置して意見が出しやすいように工夫している。意見などの内容については園長が把握しており、記録も管理している。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 入園後に心配や相談があった場合は担任に限らず誰にでも話してもらうこと、また、意見箱設置についての説明など、入園説明会で園長から保護者に口頭で伝えている。登降園の送迎時に保護者と会話する機会も多く、保護者から相談等を受けることもある。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<コメント> 相談を受けた時はすぐに園長に報告し、園長の判断で必要となった場合は会議等で職員に周知している。各行事の担当者が、前年度の保護者アンケートの結果をもとに今年度の行事内容を考える仕組みがある。相談や意見があった場合には、保育ガイドの苦情解決のマニュアルに沿って対応することになっている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 小さなケガや気になることがあった場合は、アクシデントリポート・ヒヤリハット報告書に記入し、本社と園の職員に周知し対応や危険箇所等を共有している。また本社から他園の事故や気になる事案がファックスで届き、その内容についても職員に周知して共有している。共有した内容については、職員会議等で話合うなどしてリスク回避につなげている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育ガイド」感染症対策マニュアルを元に、看護師が責任者となり園の感染症対策を行っている。嘔吐処理、乳幼児突然死症候群など看護師による園内研修を定期的に行っている。研修は、季節や感染症の流行状況に合わせて計画的に実施している。各保育室と職員室にフローチャートを整備し、緊急時には誰でも同じ対応ができるように工夫している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ① ・ c
<コメント> 災害時マニュアルを基に、避難訓練、通報訓練、不審者訓練などを実施している。昨年度は、AED講習と心肺蘇生の研修を行っている。災害時対応の職員の役割分担や地域のハザードマップは園長の管理下にあるため、職員が共有できるような仕組み作りが望まれる。また、避難場所である小学校との災害時連携についても検討されたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ① ・ c
<コメント> 保育方法や権利条約など、細分化されたマニュアルを「保育ガイド」として整備している。1冊のファイルにまとめたものを休憩室に設置し、職員がいつでも閲覧できるようにしている。保育ガイドに基づいて保育しているが、職員の理解度については確認していない。個人差を縮めるために、一人ひとりの理解度を確認できるような仕組み作りに期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ① ・ c
<コメント> 年度初めには、「保育ガイド」、「保育の実務編・保育の心得」などの読み合わせを行い、職員全体で共有する機会を設けている。保育士に迷いがある時は、その都度園長が相談に乗り話し合っているが、見直した部分について指導計画に反映されていない。保育の振り返りや気づきを指導計画に落とし込み、保育の質の向上に繋げることが望まれる。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 入園の書類や指導計画、また、個別記録の書類などは本社の様式があり、保護者からの書類をもとに個別計画を作成している。自園の管理栄養士と看護師とのアセスメントの機会はあるが、外部関係者が参加してのアセスメントは確認できていない。様々なケースやニーズに応じて外部関係者とつながりを持つなど、充実した保育に繋がる取組みを期待する。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 保育の振り返りは、クラス担任が毎日保育日誌に記録し、園長と主任が内容を確認している。月案には日々行う活動について記載しているが、見直した部分については反映されていない。園の方針に基づく保育内容を各種指導計画に組み込み、目標や課題を明確にしたうえで評価、見直し、改善に繋げていくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 本社で統一している書式により作成している。会議の内容や連絡事項は、スタッフノートやクラスノートに記載し、職員全員が確認する手順を確立している。保護者への連絡は配信アプリ「ナナポケ」を利用し、配信前に園長・主任が内容を確認している。職員全員がタブレットで配信内容を確認することができる。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 書類は職員室の鍵付きキャビネットに保管している。保管・保存・廃棄等に関する取扱いは本社の規定に沿っており、管理体制は整っている。2024年4月に記録の管理について改良版が発行されており、改正内容を記載した「重要事項説明書」を用いて保護者に説明を行っている。また、誰もがわかりやすいように、事例とともに示すなど工夫している。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育方針や保育目標を明文化して本社で作成している。実際に保育している職員が作成に関わることはないが、子どもの発達に合わせて他年齢と話し合い計画を立案している。子どもや保護者の状況、地域の実態を考慮したうえで、自園での目指す保育と照らし合わせて園全体の保育力の向上に繋がる計画とすることが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育ガイド・保健衛生管理編」に基づき、保育士が毎日手洗い場やトイレ、玩具の消毒などを行い清潔にしている。各保育室では食事と遊びの場所を分けるなど、子どもに心地よく生活しやすい空間を提供している。子どもたちの興味関心に合わせて玩具や家具などを配置し、主体性を大切にしている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育ガイド・保育の心得実践編」では、子どもへの丁寧なかかわりについて写真付きで手順等を示している。保育士の経験年数に関わらず誰にでもわかるように明記している。実践は個々に任せているため、保育士主導の言葉を強く感じてしまう場面もある。共通のチェックシート等で各自が対応を振り返り、保育を確認できるような仕組みづくりを検討されたい。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育ガイド・保育の実践編」に生活に関わる援助方法を写真付きで示し、指導計画には年齢に応じた丁寧な対応を心がける旨を記載している。トイレのスリッパを揃えるための目印や手洗いの仕方の絵表示をして、子どもにわかりやすい配慮を行っている。具体的な方法に迷う場合は、園長や主任に相談し、専門職員とも連携してより良い援助について考える仕組みがある。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園庭は限られたスペースであるが、年齢ごとに時間を区切って外で体を動かす遊びができるよう配慮している。保護者アンケートでは戸外遊びを増やしてほしいとの声を複数確認している。園周辺の散策や公園などに出かけ、心身の発達を促すと共に近隣の住民や公共施設等と交流していくことが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども6人を2人の保育士で保育している。看護師や栄養士が関わることも多く、特に食事場面では喫食状況を把握するため管理栄養士が入ったり、フリー保育士も食事の介助をしたりして手厚い保育を行っている。長時間園で過ごす子どもも多く、配信アプリ(ナナポケ)を使って保護者との連携も行われている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>各保育室のテラスから直接園庭に出ることが可能で、出入りしやすいように園庭遊び用の靴をテラスに常備している。子どもの遊びたい気持ちにすぐに応えるための配慮をしている。室内では子どもが自ら好きな遊びを選んで取り組めるような環境は見当たらなかった。保育ガイド等で再確認を行い、環境構成について検討することが望まれる。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 各クラスが少人数で、子どもが思いを出し合って生活している。今年度より外部講師による英語教室を開始している。5歳児の保育室に地球儀や世界地図などを設置し、外国への意識を高め保育に繋がるように配慮している。年齢に応じた遊びの設定や教材の配置は、発達段階に合わせた環境設定について幼児担任チームで検討することが望まれる。小学校との交流や連携は今後の課題である。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 個別支援を必要とする子どもが在籍しており、必要に応じて加配保育士が援助している。専門機関との連携は保護者を介してのみ行っているが、必要に応じて専門機関と直接連携することも検討されたい。個別計画の共有については、職員全体で行う必要があると感じている。保護者への障がい児の保育に関する情報提供については確認できなかった。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 夕方の長時間保育の時間は各クラスに分かれて保育を行い、子どもの人数や状況に合わせて保育室を移動するなど臨機応変に対応している。保育士間の引継ぎは、スタッフノートやクラスノートで行っている。保護者への個別連絡は配信アプリ（ナナポケ）を活用し、迎えまでに保護者が把握できるように配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 市の幼保小連携事業により、昨年度は小学1年生の授業の様子を園長が見学に行くことができた。就学予定の子どもに関する連携を取るため、今年度も懇談の機会を持つ予定である。子どもに小学校の話をしたり、生活の中で時計に関心を持つように促したりするなど、就学に向けた取組みを指導計画に記載している。子どもに直接関わる保育士が、学校との交流や関わる機会を持つことが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 子どもの健康管理全般や書類管理などは看護師中心に行っている。検診結果の記入や毎月の発育測定、保育中の病気や怪我に関する保育士からの相談も看護師が対応している。保育士と看護師との関りを増やし、子どもに関する情報共有を図りたいと考えている。午睡の説明や幼児突然死症候群について、入園時の注意喚起に加え、文書やポスターを活用した保護者の理解度向上への取組みに期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 内科と歯科の検診を実施し、結果は配信アプリ（ナナポケ）で保護者に通知している。保健だよりでは、熱中症や虫歯の予防など、検診の結果を踏まえた家庭で役立つ情報を看護師から保護者に提供している。看護師による保育士への研修を積極的に行い、その様子を園ブログで発信して保護者と共有している。看護師が作成した、子ども向けの「体の仕組み」のポスターを掲示している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー対応マニュアルを整備している。食物アレルギーの対応食も行っており、トレイと食器の色を変えて誰が見てもわかるよう名札を付けて提供している。また、保護者了解を得て個別の机で食べるなど事故防止に取り組んでいる。緊急時においても職員全体が同じ対応を行えるように、看護師作成による緊急時対応フローチャートを職員室に設置している。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 園の管理栄養士は、毎日子どもの食事の様子を見て声をかけ、子どもと交流している。0、1歳児では、口腔の発達や咀嚼状況に応じて調理を工夫し、子どもが喜んで食べられるよう配慮している。また、保護者の食に関する悩みも管理栄養士に相談することができる。「保育ガイド・実践編」に保育士の対応方法について記載があるが、援助方法にばらつきがあるため共有方法について検討されたい。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 入園時に配付する「重要事項説明書」に食事に関する記載があり、園生活の中で食事を大切にしていることを保護者に伝えている。本社仕様の衛生管理マニュアルがあり、食中毒等に対応するためのフローチャートも用意している。今日の給食とおやつを玄関に展示しており、保護者の安心に繋がっている。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 送迎時の情報交換に加え、0、1、2歳児では配信アプリ（ナナポケ）を利用して連携を図っている。同アプリを導入したことで、保護者が通勤や仕事の休憩中などに閲覧することができて書き込みもしやすくなったとの声がある。幼児クラスは、掲示板を活用して活動内容を毎日発信している。個人懇談とクラス懇談会を実施し、保護者との情報交換を行っている。			
A-2- (2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 送迎時の出入口が1か所のため、職員全体で保護者を把握して声かけやコミュニケーションを図っている。イヤイヤ期の対応や偏食などの悩みを受けて対応している。職員への相談内容の周知は口頭で行っているが、内容については記録を残しておくことが望まれる。自治体や園周辺の子育て支援に有効な機関等の情報についても周知し、共有することが大切である。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 本社作成の「保育ガイド・虐待対応」のマニュアルに基づき、虐待が疑われるケースを発見した場合はチェックシートで確認した後、誰でも同じ手順で素早く通報できるようフロー図を職員室に掲示している。マニュアルの存在は職員に知らせているが、内容の理解は個々に任せている。全職員が共通理解できるように園内研修の実施が望まれる。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 本社が作成した「成長支援評価シート」を活用し、各自で保育方針に基づいた目標を立てて振り返りを行っている。同シートをもとに園長との個人面談を年度末に実施し、保育実践の振り返りや改善のために職員が相互に相談し合う環境も整えている。個人の自己評価を全体の保育実践の自己評価につなげるなど、園全体の質の向上につながるような取組みに期待する。			